

2020年 4月30日

新型コロナウイルス感染症に伴うガス料金のお支払期限の延長について

弊社は、この度の道内における新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、ガス料金の支払期限等についての取り扱いを以下の通りといたします。

・ガス料金のお支払期限の延長

新型コロナウイルス感染症により、店舗等の売上減少、給与収入の減少等により、支払期日までにお支払いすることが困難なお客様で、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けた方が、お客様の方から当社に申し出があった場合に、2020年3月検針分から2020年5月検針分のガス料金について、それぞれ1ヶ月延長いたしますので、詳しくは下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

受付期間：2020年 5月 1日（金）～2020年 5月31日（日）

受付時間：平日 9：00～16：00（土日祝日以外）

（お問い合わせ先）

美唄ガス株式会社 総務部

電話0126-62-1122